

## 安全データシート

### 1. 製品及び会社情報

製品名 : 活性炭 クラレコール T-S  
会社名 : 株式会社クラレ 鶴海事業所  
住所 : 岡山県備前市鶴海 4342  
担当部門 : 品質保証課  
電話番号 : 0869-65-8331  
FAX番号 : 0869-65-8341  
緊急連絡先 : 株式会社クラレ 電話番号 0869-65-8331

### 2. 危険有害性の要約

GHS分類 : 分類基準に該当しない。  
分類の名称 : 分類基準に該当しない。  
危険性 : 消防法により指定可燃物として指定されている。  
有害性 : 粉塵障害防止規則により規定されており、長期間許容粉塵濃度以上にて作業した場合、障害を起こす場合がある。  
環境影響 : 該当する報告はなされていない。

### 3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物  
化学名 : 活性炭 銀  
化学式又は構造式 : C Ag  
CAS No : 7440-44-0 7440-22-4  
化審法 No. : 対象外 対象外  
PRTR対象物質 : 非該当 該当

### 4. 応急処置

吸引した場合 : 水で良く口の中を洗浄する。  
皮膚に付着した場合 : 水で洗い流す。  
目に入った場合 : 眼をこすったりせず流水で充分洗浄した後、医師の手当を受ける。  
飲み込んだ場合 : うがいを良く行ない、異常のある場合は医師の手当てを受ける。

### 5. 火災時の措置

消火法 : 下記消火剤にて消火する。直接棒状の水を散水すると、火粉が飛び散るので注意を要する。  
消火剤 : 噴霧水、粉末、二酸化炭素、アルコフォーム

## 6. 漏出時の措置

原則として掃き集める。市民へ影響を及ぼす可能性のある場合は、関係官庁・供給者へ連絡する。風雨による再飛散の恐れのある場合は、シート等によって覆う等、考慮する。下水・河川・海域へ流出しない様に注意する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い : ① 防塵マスク・保護眼鏡等、適切な保護具を着用する。  
② 発塵をできるだけ抑え、作業環境を許容濃度以下に保つ様に努める。  
③ 缶内等密閉された場所にて取り扱う場合には酸素欠乏状態及び一酸化炭素が発生する場合があります。作業を行う場合には換気に留意して行う。  
特に湿潤時の活性炭は空気中の酸素を選択的に吸着するので、酸素欠乏状態に達することがある。
- 保管 : ① 直射日光を避け、冷暗所に保管する。  
② 水濡れ、破袋に注意して、保管する。

## 8. 暴露防止及び保護措置

- 管理濃度 : 厚生労働省告示 : 3.0mg/m<sup>3</sup>  
許容濃度 : 日本産業衛生学会 : 2.0mg/m<sup>3</sup>(総粉塵)  
施設対策 : 経常的取り扱う場合は、局所集塵を行うと共に、防塵マスク・保護眼鏡・手袋等の保護具を着用する。  
保護具 : 粉塵暴露を防ぐ為、防塵マスク・保護眼鏡・手袋・適切な作業服等を着用する。

## 9. 物理的及び化学的性質

- 外観等 : 黒色・無臭の固体  
沸点 : なし  
比重又は嵩密度 : 0.35g/ml 以上  
溶解性 水 : 溶解しない  
吸湿性 : 若干あり

## 10. 安定性及び反応性

- 発火点 : 250℃以上(使用中、使用後は、吸着物により着火点が低くなる場合がありますので、取扱・保管には配慮してください。)
- 引火点・爆発限界 : データなし
- 可燃性 : 消防法により指定可燃物と指定されている。
- 発火性 : なし。本製品は、国連分類の4.2(自然発火性物質)、国連番号の1362に該当するものではありません。  
(自然発火性、水との反応性)
- 酸化性 : なし
- 安定性 : 通常の取扱い条件においては安定。
- 反応性 : 空気中での高温加熱や、オゾン、液体酸素などの強酸化剤との接触を避ける。(急激な酸化により発熱・発火の恐れあり)

11. 有害性情報

許容濃度以上の粉塵濃度条件以下で作業した場合、塵肺障害を起こすことがある為、粉塵障害防止規定で規制されている。その他の有害性情報はなし。(人についての症例、疫学的情報を含む)

12. 環境影響情報

活性炭は浄水用としても広く用いられており、環境影響情報はない。

13. 廃棄上の注意

- ・漏出時の処置並びに取扱い及び保管上の注意の項の記載による。
- ・廃棄する際は、関係法規に従って焼却、埋立等処分する。

14. 輸送上の注意

容器の損傷・破損などを確かめた上、荷崩れ、水濡れ等の防止を行う。

15. 適用法令

消防法 : 火災予防条例準則の「指定可燃物」に入り(石炭、木炭類 10t以上保管の場合に適用)、  
法第 9 条の 3 による市町村条例に定める取扱い基準に従う。

安衛法該当規則 : 粉塵障害防止規則、酸素欠乏症防止規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

食品衛生法 : 食品添加物基準

PRTR法(該当:銀)

16. その他の情報

記載事項は、通常の実施を前提としたもので、特殊な取扱いをする場合は、新たに用途・用法に適した安全対策を実施のうえお取扱い願います。